

食物アレルギー スクリーニング検査

ELISA 法（酵素結合免疫吸着法）による定量検査

消費者庁次長通知「食品表示基準について
別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」準拠

アレルギー表示義務に対応

- 「販売」の用に供する食品は、
食品表示基準に従った表示が必要です。
※ 不特定又は多数の者に食品を無償で譲渡する場合も「販売」に該当。
- 食物アレルギー表示の対象範囲は、**容器包装されたアレルゲンを含む加工食品・添加物**です。
※ アレルゲンに由来する添加物を使用した場合、
一部の生鮮食品も対象となる。
※ 容器包装の表示可能面積が 30 cm²以下の場合であっても、食物アレルギー表示は省略不可。
- 食品表示基準で表示を義務付けるもの（**特定原材料**）と
通知で表示を推奨するもの（**特定原材料に準ずるもの**）があります。



こんなときにも

アレルゲンは 危害分析 (Hazard Analysis) における化学的要因のひとつです

HACCP に沿った衛生管理 として

- 表示有無によらず、製品や原材料のアレルゲン混入有無確認
- 調理場や製造ラインのふき取り検査（イムノクロマト法）など

万一のアレルギー事故発生対応時

食品製造業者様・調理関連業者様からお問合せ・ご依頼を頂いております！
ご希望の品目・納期などまずはご相談ください！



ご相談窓口

検査三課
(勝島・高原・加藤)



TEL 025-543-7664

H.P. 問合せフォーム



卵・エビのイラスト:

(公財)ニッポンハム食の未来財団 イラスト集より

特定原材料等

特定原材料	特定原材料に準ずるもの
表示義務	表示推奨(任意)
特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの
くるみ、落花生、卵、乳、小麦、そば、えび、かに	カシューナッツ、マカダミアナッツ、アーモンド、ごま、大豆、やまいも、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、いくら、あわび、いか、さけ、さば、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン
当センターでは、現在 8 品目の検査に対応しています	2025 年度中に カシューナッツ を特定原材料に追加の方向
	2025 年度中に ピスタチオ を特定原材料に準ずるものに追加の方向

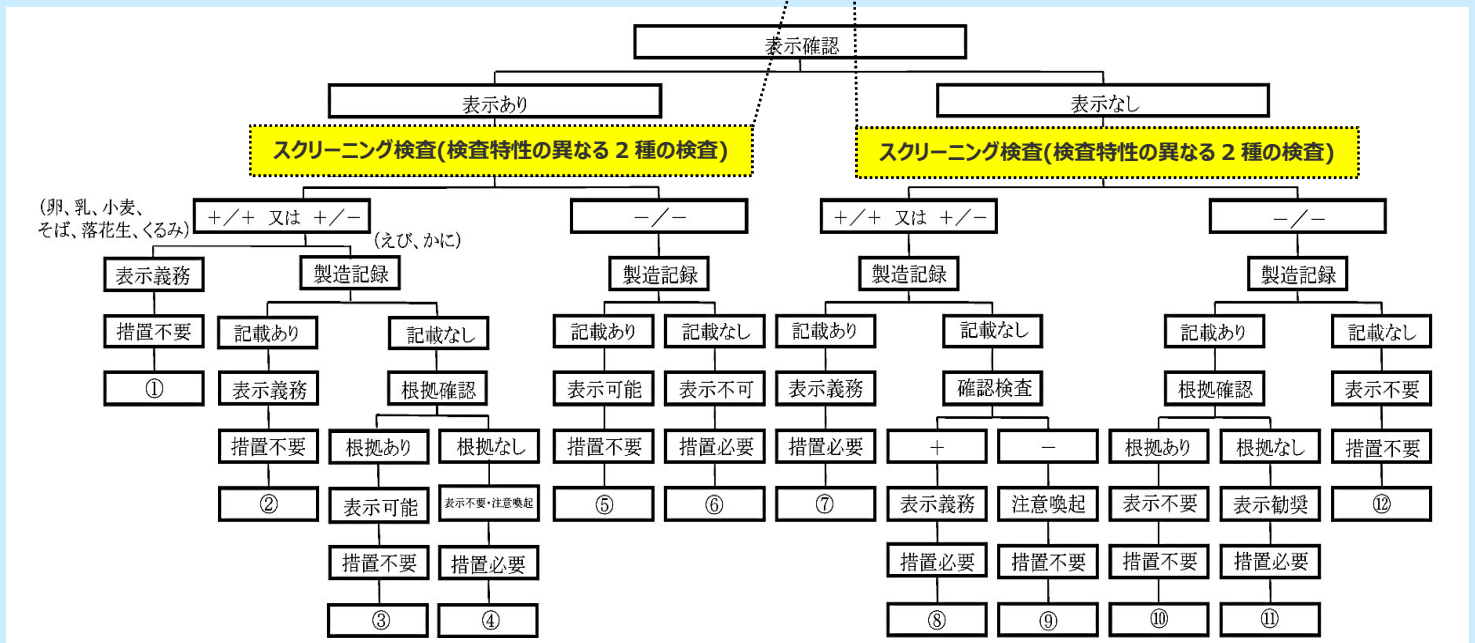
食物アレルギースクリーニング検査の特徴

- * 検査試料 1g あたり特定原材料等由来のタンパク質を 10 μ g 以上含有する場合を“陽性 (+)”とする。
- * **特性が異なる 2 種の ELISA 法で定量検査を実施する。**
 - ※ 定量検査での判断が困難な場合は、定性検査法（ウエスタンブロット法、PCR 法、リアルタイム PCR 法、PCR-核酸クロマト法といった方法）を用いる。
- * えび と かに は区別できない。また、他の一部の甲殻類も検知する。

検査フローと結果の判定『判断樹』

(アレルギーを含む食品の検査方法 別添 1・別添 2 参照)

- ・ 誤表示による危害をできる限り回避することを目的に構成されたもの。
- ・ 食品中の特定原材料の監視は原則として判断樹に基づき行う。



食物アレルギーの発症メカニズム

(公財)ニッポンハム食の未来財団イラスト集より

